

# 顧客からの委託注文の取扱い等の明確化に伴う「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

## 目次

(ページ)

1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2. N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	2
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
4. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	4
5. N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	5

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>売買再開時における委託注文の効力</u>)</p> <p>第8条 委託注文は、<u>前2条</u>に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が有価証券の売買の停止を行った場合 (<u>取引所が当該委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合を含む。</u>) においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の<u>取引参加者と顧客との間の取決め又は顧客からの指示があるときは</u>、この限りでない。</p> <p>(<u>取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い</u>)</p> <p>第8条の2 <u>取引参加者は、取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて呼値を行うものとする。ただし、これと異なる当該取引参加者と顧客との間の取決め若しくは顧客からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(<u>売買再開時における委託注文の効力</u>)</p> <p>第8条 委託注文は、<u>前3条</u>に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が有価証券の売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、<u>顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは</u>、この限りでない。</p> <p>第8条の2 <u>削除</u></p>

N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正  
新旧対照表

新	旧
<p>(売買再開時における委託注文の効力)</p> <p>第27条 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所がN-NET取引に係る売買の停止を行った場合<u>(取引所が当該委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合を含む。)</u>においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の<u>取引参加者と顧客との間の取決め又は顧客からの指示がある</u>ときは、この限りでない。</p> <p><u>(取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い)</u></p> <p>第27条の2 <u>取引参加者は、取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて呼値を行うものとする。ただし、これと異なる当該取引参加者と顧客との間の取決め若しくは顧客からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(売買再開時における委託注文の効力)</p> <p>第27条 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所がN-NET取引に係る売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、<u>顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っている</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

## 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第20条 (略)</p> <p><u>2 当取引所は、規程第28条第3号及び第4号に掲げる場合の売買の停止に関する判断(前項第3号に定める売買の停止の期間に関する判断を含む。)に当たって当取引所が必要があると認めるときは、取引参加者の有価証券売買責任者に対して、当取引所が定めるところにより売買を行うことの可否について報告を求めることができる。</u></p> <p><u>3 取引参加者は、前項に定めるところにより報告を求められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。</u></p> <p>(立会外分売の買付申込み)</p> <p>第30条 (略)</p> <p><u>2 呼値に関する規則第3条第2項の規定は、立会外分売の買付けの申込みについて準用する。この場合において、「業務規程第28条の規定」とあるのは「N-N E T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第18条の規定」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(立会外分売の買付申込み)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(新設)</p>

## 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の効力)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務規程第28条の規定により、<u>売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、当取引所がこれを失わせることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(呼値の効力)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務規程第28条の規定により<u>売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。</u></p>

**N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則  
の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第6条 N-NET特例第8条第5項の規定により、N-NET取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 呼値の効力</p> <p>単一銘柄取引及びバスケット取引の呼値は、当該呼値が行われた時から当取引所が定める一定時間経過時又はN-NET特例第9条第1項各号に定める取引時間終了時のいずれか早い時に、終値取引の呼値はN-NET特例第10条第1項各号に定める取引時間終了時に、それぞれ効力を失うものとする。ただし、N-NET特例第18条各号の規定により、N-NET取引に係る売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、<u>当取引所がこれを失わせることができる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(自己株式立会外買付取引の売付申込み)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 第6条第2号ただし書の規定は、自己株式立会外買付取引に対する売付けの申込みについて準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第6条 N-NET特例第8条第5項の規定により、N-NET取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 呼値の効力</p> <p>単一銘柄取引及びバスケット取引の呼値は、当該呼値が行われた時から当取引所が定める一定時間経過時又はN-NET特例第9条第1項各号に定める取引時間終了時のいずれか早い時に、終値取引の呼値はN-NET特例第10条第1項各号に定める取引時間終了時に、それぞれ効力を失うものとする。ただし、N-NET特例第18条各号の規定により、N-NET取引に係る売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、<u>その都度定めることができる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(自己株式立会外買付取引の売付申込み)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(新設)</p>